報告事項-1

第62回 北九州市都市計画審議会議案資料 抜粋

北九建都計都第 49 号 平成 27 年 5 月 21 日

北九州市都市計画審議会 会長代理 伊 藤 解 子 様

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市都市計画マスタープランの見直しについて(諮問)

本市は、今後、急速な人口減少と超高齢化により、住宅市街地の低密度化、地域活力の低下が進み、厳しい財政状況下では、市民生活を支えるサービスの提供が困難になることが想定されます。

このような人口減少下においても、地域の活力を維持・増進し都市を持続可能なものとするため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりを進めていくことの必要性が高まっています。

このため、市の都市計画に関する基本的な方針である「北九州市都市計画マスタープラン」(平成15年11月策定)を見直したいと考えています。

ついては、コンパクトなまちづくりを進めるための都市計画マスタープランの見 直しについて、北九州市都市計画審議会でのご意見をお聞きしたく諮問します。

第62回 北九州市 都市計画審議会議案資料 抜粋

北九州市都市計画マスタープラン見直しについて

1 趣 旨

本市は、今後、急速な人口減少と超高齢化により、住宅市街地の低密度化、地域活力の低下が進み、厳しい財政状況下では、市民生活を支えるサービスの提供が困難になることが想定される。

このような人口減少下においても、地域の活力を維持・増進し都市を持続可能なものとするため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりを進めていくことの必要性が高まっている。

国においては、今後の人口急減等を見据え、都市のコンパクト化を推進するため、 昨年8月に、都市再生特別措置法が改正され、都市計画マスタープランの一部とみ なされる「立地適正化計画」が制度化された。

本市は、平成15年11月に策定した北九州市都市計画マスタープランにおいて、街なか居住など都市計画の基本的な方針を明確にし、諸施策を総合的に展開してきたところであるが、上記のような状況を踏まえ、コンパクトなまちづくりをより一層推進するため、「立地適正化計画」を策定するとともに、これに伴う都市計画マスタープランの改定を行うこととしたい。

ついては、コンパクトなまちづくりを進めるための都市計画マスタープランの見直しについて、北九州都市計画審議会に専門小委員会を設置し、検討を行うものである。

2 見直しにあたっての主な検討項目(案)

- ○都市構造の評価・分析等
- ○将来都市構造の設定
- ○居住を誘導する区域、都市機能を誘導する区域の設定
- ○居住環境の向上、公共交通の確保等居住を誘導するために講ずる施策
- ○生活利便施設等の都市機能を誘導するために講ずる施策

北九州市都市計画審議会 「コンパクトなまちづくり専門小委員会」 委員名簿

		氏 名	役 職 名
1	委 員	○ 寺町 賢一	九州工業大学大学院 工学研究院 建設社会工学研究系 准教授
2	委員	中村 雄美子	NPO 法人北九州子育ち・親育ちエンパワメントセンター Bee 代表理事
3	委員	◎ 柳井 雅人	北九州市立大学 経済学部 教授
4	臨時委員	泉 優佳理	元北九州ミズ21委員会(第8期)委員
5	臨時委員	木内 望	国土交通省 国土技術政策総合研究所 都市研究部 都市計画研究室長
6	臨時委員	志賀 勉	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門計画環境系 准教授
7	臨時委員	白木 裕子	(一社) 日本介護支援専門員協会 理事
8	臨時委員	谷口 守	筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授

◎:委員長 ○:副委員長

都市計画マスタープランの見直しについて (コンパクトなまちづくり専門小委員会の開催状況等について)

経緯

平成27年 5月21日 第62回都市計画審議会

- ① 北九州市都市計画マスタープランの見直しについて (諮問)
- ② 専門小委員会設置 可決

平成27年 7月31日 第1回コンパクトなまちづくり専門小委員会

- ① 北九州市の都市の現状等
- ② 都市構造上の課題とまちづくりの方向性案
- ③ 審議

平成27年11月 9日 第2回コンパクトなまちづくり専門小委員会

- ① 前回審議についての確認
- ② 都市構造上の課題とまちづくりの方向性
- ③ 居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定について
- ④ 立地適正化計画構成(案)の提示
- ⑤ 審議

平成28年 1月 7日 第3回コンパクトなまちづくり専門小委員会

- ① 前回審議についての確認
- ② 将来都市構造と都市機能誘導区域の設定・誘導施策・ 指標等について
- ③ 居住誘導区域の設定・誘導施策・指標等について
- ④ 審議

予定

平成28年 3月中旬予定 第4回コンパクトなまちづくり専門小委員会

① 立地適正化計画(素案)について

平成28年 6月下旬予定 第5回コンパクトなまちづくり専門小委員会

① 立地適正化計画(案)について

平成28年 8月予定 北九州市都市計画審議会

① 中間答申(意見聴取)

平成28年2月3日建築都市局計画部

都市計画マスタープランの見直しについて(中間報告) ~「立地適正化計画」の策定について~

1 計画策定の目的

急速な人口減少と超高齢化が見込まれるなか、将来においても、市民生活を支えるサービスを確保し、地域の活力を維持・向上するため、生活利便施設や住居がまとまって立地する「コンパクトなまちづくり」を推進する計画として策定するもの。

なお、まちづくりと一体となった公共交通の再編を目的とする「地域公共交通網形成計画」についても「立地適正化計画」とあわせて策定することとしている。

2 これまでの取組状況等

平成27年 5月 都市計画審議会への諮問、コンパクトなまちづくり専門小委員会の設置

6月 市民意識調査の実施(~7月)[報告事項-7]

7月~ 専門小委員会での検討開始

12月 関係団体への説明(24団体)、説明会の開催[報告事項-8]

今後、計画(たたき台)により、市民、関係団体等に丁寧に説明を行い、それを踏まえて計画(素案)の策定・公表を行う予定。

3 北九州市立地適正化計画(たたき台)の概要 [報告事項-6]

(1) **都市機能誘導区域**(商業・医療等の高次の都市機能を誘導する区域) 「元気発進!北九州」プラン等の上位計画を考慮し、以下の12拠点において設定

小倉都心、 黒崎副都心、 門司港、 門司、 城野、 徳力·守恒、下曽根、 若松、 八幡·東田、 折尾、 戸畑、 学術研究都市

- (2) 居住誘導区域 (居住を誘導し人口密度を維持する区域)
 - 以下の①「含む区域」から②「含まない区域」を除いて設定
 - (1)「含む区域」
 - (7) 都市機能誘導区域
 - (4) 公共交通利用圏
 - ・鉄軌道駅から500mのエリア
 - バス路線軸から300mのエリア
 - (ウ) 良好な居住環境が形成・保全される区域
 - ・土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業(拠点開発区域)、または開発許可による開発区域であって、住宅系地区計画が定められ、かつ、5ha以上のもの

②「含まない区域」

- (ア) 市街化調整区域
- (イ) ハザード区域(土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域など)
- (ウ) 法令、条例により住宅の建築が制限されている区域(工業専用地域、臨港地区など)
- (エ) 宅地造成工事規制区域(斜面地とみなして、含まない区域とする) など

<居住誘導区域の面積等>

・面積 約5,600ha (市街化区域 約9,500haの約6割)

人口密度 H 2 2 1 3 0 人/haH 5 2 (推計) 1 0 8 人/ha

(3) 計画の目標

居住誘導区域内の人口密度

H 2 2 1 3 0 人/ha

H52(目標) 120人/ha(人口密度の減少幅を半分に留めることを目標)

(4) 計画遂行に向けた取組

- ① 誘導区域外での開発行為等に対する届出・勧告制度の運用
- ② 都市機能誘導区域において講ずる施策
 - ・公共施設マネジメント(モデルプロジェクト再配置計画)の推進
 - ・国庫補助事業(集約化により立地させる図書館、病院等への補助)の活用 等
- ③ 居住誘導区域において講ずる施策
 - ・住むなら北九州 子育て・転入応援事業
 - 北九州市定住促進支援事業 等
- ④ 居住誘導区域外の対応
 - ・北九州市老朽空き家等除却促進事業
 - ・おでかけ交通事業への支援強化等

(参考) 北九州市地域公共交通網形成計画(たたき台)について「資料 1]

地域公共交通活性化再生法の改正(平成26年11月施行)に伴い、「北九州市環境首都総合交通戦略」に、人口減少社会の到来を見据えた地域社会の活力の維持・向上を図る視点を加えて、まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの再構築を目指すものとして策定。

4 策定スケジュール(予定)

平成28年2月3日 都市計画審議会に中間報告

2月9日~19日 計画(たたき台)の市民説明会

3月中旬 計画(素案)を専門小委員会において審議

5月頃 計画(素案)のパブリックコメント

8月頃 都市計画審議会の答申(中間)、法定の意見聴取

平成29年4月頃 「立地適正化計画」公表·施行